令和3年 教育委員会第14回定例会 会議録

日 時 令和3年8月24日(火)

午後3時00分~午後4時33分

場 所 教育委員会室 (オンライン)

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第25号「令和4年度使用千代田区立中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択」
- (2) 議案第26号「令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択」
- (3) 議案第27号「令和4年度使用中等教育学校(後期課程)教科用図書採択」
- (4) 議案第28号「令和4年度使用千代田区立小学校教科用図書採択」

【子ども総務課】

- (1) 議案第29号「千代田区青少年委員設置規則等の一部を改正する規則」
- (2) 議案第30号「千代田区教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を廃止する規則」

第 2 報告

【文化振興課】

(1) 千代田区立図書館指定管理者候補者の選定結果について

【子ども総務課】

- (1) 令和4年度部予算編成方針(兼令和4年度部組織目標) 【秘密会】
- (2) 千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例

【子ども支援課】

(1) 新型コロナウイルス完成小による入所児童減に対する私立保育所等保育 事業者支援について

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言の期間再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層 の徹底について
- (2) いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告(7月)
- (3) 学校ICTリプレースの概要について
- (4) 令和3年度指導課訪問の実施について

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1)教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田 (9月5日号)

出席委員(5名)

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長﨑 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員(12名)

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事(特命担当)	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博
文化振興課長	大塚 立志

欠席委員(0名)

欠席職員(0名)

書記(2名)

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長

開会に先立ち、本日傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、 傍聴は会議室Bに備えているテレビモニターで行っていただきますので、 ご承知おきください。

ただいまから令和3年教育委員会第14回定例会を開会します。本日教育 委員は全員出席です。今回の署名は俣野委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

【指導課】

(1) 議案第25号「令和4年度使用千代田区立中学校・中等教育学校(前期課程)教科用

図書採択」

- (2) 議案第26号「令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択」
- (3) 議案第27号「令和4年度使用中等教育学校(後期課程)教科用図書採択」
- (4) 議案第28号「令和4年度使用千代田区立小学校教科用図書採択」

【子ども総務課】

- (1) 議案第29号「千代田区青少年委員設置規則等の一部を改正する規則」
- (2) 議案第30号「千代田区教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を廃止する規則」

堀米教育長

議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を 子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。本日幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。オンライン出席をしている幹部職員は私が職名を読み上げますので返事の方をお願いいたします。それでは読み上げます。子ども支援課長。

子ども支援課長

はい、新井です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

子育て推進課長。

(なし)

子ども総務課長

はい、わかりました。

児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

はい、安田です。

子ども総務課長

子ども施設課長。

子ども施設課長

はい、赤海です。こんにちは。

子ども総務課長

学務課長。

学務課長

はい、学務課長の小原です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

はい、指導課長。

指導課長

はい、指導課長山本です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長

大塚です。

子ども総務課長

はい、ありがとうございます。子育て推進課長、今接続中ということですので、順次入るということでよろしくお願いいたします。なお、文化振興課長は日程第2の報告事項が始まるまでには出席されますので、ご承知おきください。以上の出席状況でございます。よろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい、ありがとうございました。本日の議事日程をご覧ください。日程第2、報告事項の令和4年度部予算編成方針でございますが、現在意思形成過程の段階のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。この事項に関して、秘密会で取り扱うことについて決を諮ります。日程第2、令和4年度部予算編成方針につきまして、非公開とすることについて賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(全委員举手)

堀米教育長

全員賛成ということで、本件につきましては会議の最後に取り扱わせて いただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1、議案。議案第25号、令和4年度使用千代田区立中学校・中等 教育学校前期課程教科用図書採択につきまして、指導課よりご説明をお願 いします。

指導課長

はい、指導課長です。議案第25号令和4年度使用千代田区立中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択についてご説明いたします。本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして。区立中学校・中等教育学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。令和4年度に使用する中学校の教科用図書につきましては、同法第14条において政令に定められた4年間は毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択すると定められているとおり、採択年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するということになっております。従いまして、中学校等の教科用図書については令和3年度に採択替えを行っておりますので、令和6年度まで同一教科用図書をこの教育委員会で採択することとなっております。

しかしながら、令和2年度に新たに文部科学省の教科用図書検定に合格 した教科書がありましたため、その教科用図書について本年度すでにお示 ししております教科用図書採択の事務日程に基づき、7月13日の教育委員 会定例会において教科用図書選定委員会からの答申を受け、その後7月27 日に教育委員会におけるご協議をいただきました。そちらでの協議内容を 踏まえ、本日議案として上程いたしました。こちらの議案第25号に記載さ れております採択候補をご確認いただきご審議をお願いしたいと思いま す。どうぞよろしくお願いいたします。

堀米教育長

ただいまから、令和4年度使用中学校・中等教育学校前期課程教科用図書の採択を行います。ただいま指導課長より説明があったとおり、今年度は採択年度に採択したものと同一のものを採択するということになっておりますが、令和2年度に新たに文部科学省の教科用図書検定に合格した教科書がありましたため、その教科用図書について教科用図書選定委員会に諮問を行いました。

この件につきましては、7月13日の教育委員会定例会におきまして、教 科用図書選定委員会から答申を受け、合わせて調査研究資料が提出されま した。答申までの経過でございますが、各学校において研究会を開催し、 それを基に社会歴史的分野の調査委員会を開催しました。その後、保護者 代表及び学識経験者を含めた教科書選定委員会で協議を深めていただき、 答申に至ったということです。その後、教育委員は調査研究資料及び見本 本等により、各自調査研究を進めてまいりました。

7月27日の教育委員会定例会におきまして、これらの経過を踏まえ協議 を深めてまいりました。令和2年度に新たに文部科学省の教科用図書検定 に合格をした社会歴史的分野の教科用図書を含めて検討した本協議会の結果、社会歴史的分野を含む全種目において採択年度に採択したものと、同一の教科用図書を採択するものとして本議案における教科用図書候補を挙げております。

本案につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。 (なし)

堀米教育長

よろしいでしょうか。特にないようですので、採択に入ります。議案第 25号について採択します。賛成の方は挙手お願いします。

(全委員举手)

堀米教育長

全員賛成で決定することといたします。令和4年度使用中学校・中等教 育学校前期課程教科用図書採択については、以上でございます。

次に、議案第26号令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

はい、指導課長です。議案第26号をご覧ください。本区の千代田小学校 と麹町中学校に設置しております特別支援学級で使用する教科用図書につ いて採択いただくものでございます。

学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、ほかの適切な教科用図書を使用することができることになっております。

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように、毎年度採択をお願いしているところでございます。

特別支援学級設置校で調査研究した結果につきましては、7月27日の教育委員会でご協議いただいたところであります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

堀米教育長

説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか、はい。

金丸委員

来年の4月から使う教科書、富士見小学校でも特別教室が発足するので、富士見小学校でもこれを使うということで理解してよろしいでしょうか。

堀米教育長

はい、指導課長。

指導課長

はい、指導課長です。ご質問ありがとうございます。ご質問のとおり、 富士見小学校でも本日採択していただいた教科書を使用するということに なっております。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいで しょうか。

(なし)

堀米教育長

特にないようですので、議案26号について採決いたします。賛成の方は 挙手をお願いします。 (全委員挙手)

堀米教育長

全員賛成につき、議案第26号を決定することといたします。

次に議案第27号令和4年度使用千代田区立中等教育学校後期課程教科用 図書採択について、指導課長より説明をお願いします。

指導課長

はい、指導課長です。議案第27号をご覧ください。本議案は中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いするものでございます。中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の選定について、中等教育学校後期課程の教育課程は生徒の実態が非常に多岐に渡りますので、東京都立高等学校同様、校長の権限と責任で教科書を選定することになってございます。

本区においては、区立九段中等教育学校長が選定したものを、学校を設置する千代田区教育委員会が毎年度採択することとなっております。所定の手続きを踏んで、九段中等教育学校の特色ある教育課程や生徒の実態に応じて選定した教科用教図書について、7月27日の教育委員会定例会でご協議いただきました。この度採択候補を一覧としてまとめ、議案として提出させていただいております。こちらもご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい、説明が終わりました。ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

特にないようですので、議案第27号について採決いたします。賛成の方 は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

堀米教育長

全員賛成につき、議案第27号を決定することといたします。

次に議案第28号令和4年度使用千代田区立小学校教科用図書採択について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

はい、指導課長です。議案第28号をご覧ください。本議案は、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして区立小学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。小学校の教科用図書につきましては、同法第14条において、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされていることになっており、採択年度に採択したものと同一のものを採択するということになっております。小学校におきましては、令和元年度に採択替えを行っておりますので、令和5年度まで同一教科用図書を使用することとなっております。

議案は採択年度に採択したものと同一の教科用図書一覧となっております。ご確認いただきまして、採択をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

堀米教育長

それでは本案につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いしま す。よろしいでしょうか。 (なし)

堀米教育長

特にないようですので、議案第28号について採決いたします。賛成の方 は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

堀米教育長

全員賛成につき、議案第28号を決定することとします。これで教科書採 択についての議案は終了いたします。

続きまして、議案第29号千代田区青少年委員設置規則等の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長よりご説明お願いします。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。議案第29号についてご説明をいたします。 こちらは千代田区青少年委員設置規則と千代田区立九段中等教育学校特別 支援教育職員任用手続に関する規則を一括改正する規則となってございま す。ホッチキス止めの下にあります千代田区青少年委員設置規則等の一部 を改正する規則についてという資料の方をご用意いただけますでしょう

改正経緯でございます。成年被後見人及び被保佐人、以下成年被後見人等と略させていただきます。成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項として成年被後見人等を定めている地方公務員等の各種法律の該当欠格条項を削除する趣旨の一括整備法、こちら成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律と申します。こちらの一括整備法が令和元年12月14日に施行をされました。

この一括整備法の公布の際、内閣府より地方公共団体の条例規則等において定められている成年被後見人等の権利にかかる制限を設けている制度についても、政府の方針を踏まえ速やかに見直しに向けた対応をされたいという旨の依頼がございました。これを受けて教育委員会規則を改正するものでございます。

改正する規則は2つございまして、先ほど申し上げた千代田区青少年委員設置規則、もう1つが九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則でございます。

改正内容でございます。まず、青少年委員の設置規則においては、成年 被後見人等に該当するものであっても青少年委員への就任が可能となり、 また任期中に成年被後見人等に至った場合であっても、これを理由として 失職しないこととなります。

続いて、九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則においては、教育職員免許法の一部改正がこの一括整備法によってなされたことに伴いまして、この規則の様式に定めている文言の規定整備を行うものでございます。新旧対照表につきましては、議案にお付けしているものでございます。別紙議案のとおりでございます。公布の期日は、公布の日からとなります。説明の方は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀米教育長

ありがとうございます。それではご質問等ございましたら、よろしくお 願いいたします。はい、金丸委員。

金丸委員

この規定自身反対ではないですけれども、よくよく考えてみると、その 成年被後見人にしても被保佐人にしても実質的には多分選ばないだろうと いうふうに思うんですね。そうすると結局規定上は削るのだけれども、そ の差別はそのまま残るという実体のことを考えると、逆に差別を隠してい るという規定とも取れるということで、国の方針でやむを得ないといえど も、こういうことがまかり通っていいんだろうか。それよりも、例えば成 年被後見人とか被保佐人がこういう役職につけない理由を、もっとはっき りさせていった方が、差別の問題を解消するためには、より意味がある形 になるように思っています。この規定実施に反対するものではありませ ん。

堀米教育長

ご意見ありがとうございます。今のは、ご意見としてでよろしいですね。はい。

他にございますでしょうか。中川委員どうぞ。

中川委員

今の被後見人や被保佐人というのはちょっと難しい問題だなと思ったんですが、新の方、旧にもあるんですけど、委員としてふさわしくない行為があったときというのがあるんですけど、このふさわしくない行為っていうのは、誰が判断するんでしょうか。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。委員が活動の中でふさわしくないとされる 行為があった場合は、一旦子ども総務課の方に報告が上がると思います。 その報告内容を確認した上で、明らかにそれがふさわしくないとした場合 には、その段階で協議をした上で手続きを取り、委嘱を解くというような 形になるかと思います。

堀米教育長

はい、よろしいでしょうか。はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員

この委嘱というのは、教育委員会としての委嘱なんでしょうか。それとも教育委員会が、例えば教育長に権限を預けて、教育長が委嘱するんですか。それとも、さらに子ども部長がやるのかという、要は委嘱の権限と、多分この解職の権限が同じところにあるだろうと思いますので、そこだけ教えていただけますか。

堀米教育長

はい、子ども総務課長。

子ども総務課長

すみません。確認させていただきます。

中川委員

なんでそういうふうに言ったかというと、今の金丸委員のお話で、明確 にしていただいたんですけど、やっぱり誰がどのように判断するかってい うことがはっきりしないと、そのふさわしくない行為が何なのかというこ ととが判断しにくいと思うので、ちょっとそれが気になりました。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。それも含めまして、今確認をしておりま す。よろしくお願いいたします。

金丸委員

改正の新しい規定によると、青少年委員設置規則の第3条の(1)新しい方ですね。禁錮という「錮」が漢字に書いてあって、旧法の方はひらが

なで書いてある。普通は旧法が漢字で書いてあって、非常に変わった字な のでひらがなに変わるというのはよくあるんですけど、これは何で前の方 がひらがなの「こ」だったんでしょうか。

子ども総務課長

それについても改正経緯の方調べてお答えさせていただきたいと思いま す。

堀米教育長

はい。よろしくお願いします。

子ども総務課長

すみません、子ども総務課長です。今の禁錮の漢字ですね。禁錮の漢字 につきましては、常用漢字表に以前は入っていなかったもので、禁錮の 「錮」がひらがなになっていたと、今回常用漢字表の方に入ったというこ とで、禁錮の「錮」が漢字になってございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

子ども総務課長

はい、お時間いただきありがとうございます。青少年委員の設置規則の 第4条の方に、委嘱については教育委員会が委嘱するとなってございます ので、教育委員会の方にご報告して、その判断をいただくというような形 になります。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

よろしいでしょうか。それでは、本件の議案について採決を行います。 賛成の教育委員の方は挙手をお願いいたします。

(全委員举手)

堀米教育長

はい。全員賛成により可決いたしました。ありがとうございます。

続きまして、議案第30号千代田区教育委員会嘱託員の設置等に関する規 則を廃止する規則につきまして、子ども総務課長よりご説明をお願いいた します。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。議案第30号につきまして、ご説明をいたし ます。令和2年4月1日から改正地方公務員法及び地方自治法が施行さ れ、地方公務員の非常勤職員等の任用制度が改正され、これまで特別職非 常勤として任用してきた職の多くが廃止され、一般職非常勤職員の制度で ある会計年度任用職員制度の方に移行しました。その際に教育委員会嘱託 員という非常勤職員については、長期にわたりその任用がなかったことか ら、この職の取り扱いについては保留としておりましたが、新制度移行後 1年が経過し、本職の活用の見込みがないことから本規則を廃止するもの でございます。以上です。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたしま す。はい、金丸委員。

金 丸 委 員| 長い間嘱託員の採用がなかったということのようですけども、その最後 にというか、もともと採用してた頃の嘱託員というのは具体的にはどうい う仕事をしていた方なんでしょうか。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。退職校長先生が教育委員会事務局の方に配 置されていたというふうに聞いております。

堀米教育長 ありがとうございます。 他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。それでは、本件の事案につきまして採決を行います。 賛成の教育 委員の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。ありがとうございます。

◎日程第2 報告

【文化振興課】

(1) 千代田区立図書館指定管理者候補者の選定結果について

【子ども総務課】

- (1) 令和4年度部予算編成方針(兼令和4年度部組織目) 【秘密会】
- (2) 千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【子ども支援課】

(1) 新型コロナウイルス感染症による入所児童減に対する私立保育所等保育事業者支援 について

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言の期間再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
- (2) いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告(7月)
- (3) 学校ICTリプレースの概要について
- 堀 米 教 育 長 日程第2報告に入ります。千代田区立図書館指定管理者候補者の選定結果につきまして、文化振興課長説明お願いいたします。
- 文化振興課長 はい、文化振興課長です。それでは、千代田区立図書館指定管理者候補者の選定結果について、文化振興課資料に基づきご報告をさせていただきます。

千代田区立図書館は平成19年4月1日から、指定管理者による管理運営を行っております。現行の指定管理期間が来年3月の末をもって満了となるため、新たな指定管理者の指定に向け公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に則り、千代田区立図書館指定管理者候補者選定委員会を設置して広く候補者を公募し、応募団体の審議審査を行い、千代田区立図書館指定管理者候補者を選定いたしましたので報告するものでございます。

- 1. 選定経過でございますが、(1)評価項目。以下の①経営能力から ⑨の収支計画までの9項目について総合的に評価し選定いたしました。
- (2) 選定委員会等の開催でございますが、第1回選定委員会を令和3年

4月19日に、募集要項、業務の要求水準及び選定方法・基準を決定いたしました。②施設見学会。令和3年5月19日千代田区立図書館の施設見学会を実施しました。前後しますが、募集につきましては、広報千代田、ホームページにより、5月5日から公募いたしました。③第2回の選定委員会は令和3年7月12日に第1次書類審査を実施いたしました。

選定基準といたしましては、委員7名100点で700点満点といたしまして、委員7名の評価点数を合計し平均60点以上を獲得した団体を第1次審査通過団体として選定をいたしました。

結果でございますが、応募は2団体ございまして、団体Aが458点、平均65.4点、団体Bが576点、平均82.3点、よって応募2団体とも平均60点以上を獲得したため、第1次審査通過といたしました。

次ページになります。第3回選定委員会を令和3年8月5日に開催いた しまして、第2次審査、プレゼンテーション審査ということで、各団体の プレゼンテーションと委員によるヒアリングによりまして審査をいたしま した。

選定基準といたしましては、委員7名100点で700点満点とし、第1次審査の点数は持ち越さないものとし、また委員7名の評価点数を合計し、最も得点の高い団体かつ平均70点以上を獲得した団体を指定管理者候補者として選定することといたしました。

結果、団体Aが388点、平均55.4点、団体Bが506点、平均72.3点。団体Bが平均70点以上を獲得したため、指定管理者候補者として選定いたしました。

2. 指定管理者候補者でございます。団体名称が千代田ルネッサンスグループ。代表団体が株式会社小学館集英社プロダクション。以下、構成団体がご覧の5団体で、これは6事業者からなるコンソーシアム千代田ルネッサンスグループ、現在も指定管理者として区立図書館の管理運営を行っているところでございます。

3の指定期間でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日 までの5年間となります。

最後に、選定委員会として集約した選定理由でございます。当該団体は 公共図書館の運営について、豊富な経験と実績を有しており、今後も安定 した経営の運営の下、利用者ニーズに合わせた高いレベルのサービスの提 供が期待できること、経営の安定性、業務の継続性においても一定の評価 ができること、これらを総合的に勘案した結果、応募団体を指定管理候補 者として選定したものです。

選定委員会の委員7名でございますが、役職と選出母体はご覧のとおりとなります。本件の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を得る必要があるため9月開会の区議会第3回定例会に議案として上程するものでございます。ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。この選定結果についてということで、ご 質問等あったらお願いいたします。中川委員、どうぞ。

中川委員

代表団体の下の構成団体というのがいくつかあるんですけども、各団体 の担っている業務を教えていただきたいと思います。

文化振興課長

はい、わかりました。

代表企業の小学館集英社プロダクションが全体を統括するゼネラルマネージャーに関する業務、それから主に日比谷図書文化館に関する業務を請け負います。

それから大星ビル管理株式会社、構成団体の1番目です。こちらが日比 谷図書文化館の維持管理に関する業務、ビルメンテナンスの業者でござい ます。

それから次の株式会社図書館流通センター、こちらは主に日比谷図書文 化館の文化館事業企画に関する業務と一部図書サービスに関する業務を請 け負っております。

次の株式会社ヴィアックスは、千代田図書館、四番町図書館、昌平神田のまちかど図書館の図書館サービスに関する業務と、それから学校支援に関する業務、それから図書館総務に関する業務を請け負っております。

サントリーパブリシティサービス株式会社でございますが、こちらは図書館コンシェルジュに関する業務、それから千代田図書館の広報、学校支援を除く読書振興に関する業務を受け持っております。

最後に株式会社シェアード・ビジョンでございますが、こちらは千代田 図書館の企画部門と図書館システム部門に関する業務、それから日比谷図 書文化館の事業企画に関する業務ということで、この構成6社がそれぞれ 業務を分担して請け負うという体制をとっております。

繰り返しになりますが、代表企業の小学館集英社プロダクションは、ゼネラルマネージャーに関する業務ということで、ゼネラルマネージャーを置いて各館と、それから業務責任者と連携して、連絡調整を取りながら、5館の一体的な管理運営を推進するという体制になってございます。以上です。

中川委員 堀米教育長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員

5番の千代田区立図書館指定管理者候補者選定委員会委員。普通こういうのが出てきますと、具体的な人の名前が書いてあることは一般的だろうと思うんですけれども、その人の名前が出てないのは、選定委員会のメンバーを公表してはまずいというような判断から、名前が出てこないんでしょうか。

文化振興課長

そうでございますね。一部情報公開の中でも非公開部分がございまして、特にこういった指定管理者の指定っていう今回は2団体でございましたが、そういった企業、団体の業務、いわゆる経営に関係する選定作業に

なります。特に区といたしましては、名前が公になることによって選定業 務に支障がでないように、という配慮がございます。

堀米教育長 はい、わかりました。

金 丸 委 員│ 配慮するのであれば、例えば委員長の中にカッコして、大学名と学部の 教授とか、そういう役職みたいなものが書いてありますよね。これも外す べきではないか。例えば、私は照らし合わせてないんでわかりませんけれ ども、区民はカッコして図書館評議会委員で、かつ文化財保護調査員とな ってますからね。その両方を見てしまうと、特定されちゃう危険性あるじ ゃないですか。そういう意味では、もし今おっしゃったような趣旨で表に 出さないのであれば、その辺も隠された方が適切なのかなというような感 じを受けました。

文化振興課長

ありがとうございます。ただいまの委員のご指摘につきましては、公表 する際において充分に配慮したいと考えております。あくまでもこちらは 教育委員会ですとか、それから議会報告の際にはあまり情報がないと、逆 |にご質問を受けるという反面もございますのでやっておりますけども、広 く一般に公表するときには委員のご指摘を充分踏まえて考えたいなと。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

文化振興課長

資料につきましては、確認の上で差し替えるようにいたします。

堀米教育長 わかりました。

はい、ありがとうございます。

文化振興課長 堀米教育長

はい。じゃあ、子ども総務課長。

子ども総務課長

はい、こちら図書館の指定管理者につきまして、令和3年第3回区議会 定例会において区議会議案として提出されることとなっております。後 日、区長部局より教育事務に関する議案として意見聴取がなされる予定と なっておりますが、ただいま文化振興課長にご説明いただいた指定管理者 の候補者の構成や指定期間と内容に変更がなければ、特に異議なしとして 事務局の決裁により、意見聴取の回答とさせていただければと思います が、よろしいでしょうか。

堀米教育長

そういうことでございますが、教育委員のみなさん、今、子ども総務課 長から説明にあったように取り扱ってよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

堀米教育長

はい。では、そのようにお願いをいたします。

文化振興課長 ありがとうございました。

堀米教育長

それでは、事務局の決裁で回答するということでさせていただきますの で、ありがとうございます。

続きまして、千代田区の行政委員会並びに非常勤の監査委員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、子ども総務課 長説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の 監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ご説明をいたします。

改正理由でございます。委員の月額報酬について、条例で定める支給日 以降に新たに委員となった場合における、その月に支給する報酬の期日を 明確にする必要があるというところでございます。

改正内容でございます。行政委員会委員及び非常勤の監査委員の月額報酬における支給期日については25日、25日が休日にあたるときは、その直前の区の休日でない日に支給することを定めてございます。その日以降、新たに委員となった場合におけるその月の報酬は速やかに支給することを規定するというものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するというところで、総務課の方から条例の改正について、第3回定例会の方に議案として上程される予定でございます。こちらにつきましても条例改正の議案が提出され、後日区長部局から意見聴取がなされる予定となっておりますので、図書館の指定管理者と同様に内容の変更がなければ。事務局決裁で特に異議なしと回答させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい、それではこの条例の内容についてご質問等ありましたらお願いいたします。今まで明確になっていないものを明確にした、という趣旨の条例の改正ですが、いかがでしょうか。ご質問ございますでしょうか。

はい、金丸委員。

金丸委員

これは要するに26日から月末までの間に委員になった方が、委員になってからその月末までの給料をどうするかというものですよね。普通に考えると、それは翌月の給料と一緒に払っていただいた方が事務手続き上も無理がなくていいのに、何でこんな煩わしいことするんだろうなという疑問があります。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。今までも運用の中で、そういった25日以降に就任された方は、翌月の報酬を支給する際に合わせて支給するという形をとらせていただきました。その支給する行為の規定が条例上になく、その規定を定めるというところで特段運用をすごく変えなさいというものではないものではございます。なので、その状況に応じて、もしかしたら翌月の10日に支給する場合もあるでしょうし、25日に合わせて支給する場合があるかというところで、ご本人に確認した上で支給するような形になるというふうにご理解いただければと思います。

堀米教育長 金 丸 委 員

堀米教育長 はい、ありがとうございます。

この条例改正によると要するに、その月の分の月額報酬は新たに委員となった日以降速やかに支給すると書いてあるもんだから、例えば25日に支給できないけど月末に支給するとか、もしくは翌月の5日までに支給するとか、ということが書いてあるように普通は読めますよね。そういう意味では、やり方も変えることになるんじゃないかという疑問です。なんでそ

んな煩わしいことするのだろうか、翌月分と合わせて支給する方がずっと 合理的かなというふうに思いましたので質問させていただきました。

子ども総務課長

子ども総務課長です。こちらの条文なんですけれども、職員の給料の支 給の規定もそういったような規定になっているので、それと水準を合わせ たというふうに聞いております。

堀米教育長

はい、他にございますでしょうか。こちらの条例改正につきましても、 後日の意見聴取に対しては事務局の決裁で特に異議なしと回答させていた だければというふうに思うんですが、教育委員のみなさんいかがでしょう

(全員異議なし)

堀 米 教 育 長 │ それではこのように取り扱せていただきます。よろしくお願いします。 続きまして、新型コロナウイルス感染症による入所児童減に対する私立保 育所等保育事業者支援につきまして、子ども支援課長説明をお願いしま

子ども支援課長

はい。新型コロナウイルス感染症による入所児童減に対する私立保育所 等保育事業者支援についてご説明させていただきます。

1目的、私立認可保育所等において実施している0歳児クラスに対する 定員人数補償加算、これは園児数が定員に満たない場合の補償についてで す。これは今年度より実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大 による影響を踏まえまして、これを1歳と2歳クラスまで対象を拡大し、 充分な保育環境を維持できるよう必要な経費補助を実施することで、保育 事業の安定化を図るということを目的にしております。

- 2対象施設は、私立認可保育所等となっております。
- 3番事業概要です。私立認可保育所等の園児数、1歳2歳児クラスが定 員に満たない場合に、当該保育所等に対して区がその保障を行います。
- 4 経費概算は、約9,700万円でございます。これは第3回定例会の補正予 算として計上させていただいております。
- 5番のスケジュールは以上のようになっております。ご説明は以上で

堀米教育長 金丸委員

はい、ご質問等ありましたらお願いします。はい、金丸委員どうぞ。 現状からすると、これは行われてしかるべきだとは思っているんですけ ども、これ期間も何も書いてないのでね。もしくは、こういうふうになっ たときには打ち切るとかという、この規定の終わりというのは定めがない のですが、その辺がどうなっているのか教えていただきたいなと思いま

堀米教育長

子ども支援課長。

子ども支援課長 一応コロナが収束するまでの緊急的な措置と思っておりますけれども、 これがいつまで続くというところが見通せないというところで、まずは1 年間、その後は例えば、規定を少し厳しくしたり、徐々に減らしていくよ うなことを考えております。

堀 米 教 育 長 子ども支援課長 はい、まずは1年間ということですね。

はい。

堀米教育長

いつから1年間ということですか。

子ども支援課長

すいません。今年4月に遡りまして。今年度1年間ですね。

堀米教育長長 崎委員

はい、他にございますでしょうか。はい、長崎委員。

はい、今1年間っておっしゃられたんですけれども、これの申請って月単位なんですね。4月は定員に満たなくて、期日がどんどん過ぎていって、例えば9月に定員になったら、4月から8月までが申請できるとか、そういう形になるんでしょうか。

子ども支援課長 長 﨑 委 員 堀 米 教 育 長

はい、そのようにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

はい、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。 (なし)

堀米教育長

はい、それでは次にいきます。

緊急事態宣言の期間再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層 の徹底につきまして、指導課長説明をお願いいたします。

指導課長

はい、指導課長です。緊急事態宣言の期間再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について、報告をさせていただきます。お手元資料をご確認ください。8月23日に発出した通知と、前回7月9日に発出した通知の変更点を記載した別紙が最後の方についていますので、こちらをご覧ください。

前回と今回の通知の変更点を中心に報告させていただきます。

まず変更点の1点目。基本的な感染症対策の実施について、に関する内容です。前回7月9日の通知には、この点については記載がありませんでしたが、今回の通知では、資料のとおり引き続きの健康観察の実施及び体調不良の場合の対応について、そして各学校・園において対策を再確認すること及び感染防止に向けた校内・園内の整備を行うことという文言を追記いたしました。

変更点の2点目は、教育活動に関することの内容です。7月9日の通知には記載がありませんでしたが、8月23日の通知には一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ることという文言を追記いたしました。また(6)学校行事についてのところにおいては、7月9日の通知、上から4行目になりますけれども、昼食時間帯を避けた半日の実施等という文言を今回の通知では削除しております。

変更点の3点目は、部活動について、に関する内容です。1行目のところ、部活動を実施する場合には、という文言も追記いたしました。本件については以上です。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。これにつきまして、何かご質問がありま したらよろしくお願いします。はい、金丸委員どうぞ

金 丸 委 員 □ これを機会にですね、発熱があっりした場合には、親の責任として登校

を控えるとか、そういう義務を果たしてもらいたいというような、そうい う表明をすることも意味があるかなと思っていますが、みなさんいかがで しょうか。

堀米教育長

いかがでしょうか。具合の悪い子どもはもう学校に行かせないという ね。今までもそのようなことをしてたかと思いますが。

金丸委員

要するに、自分の子どものためでもあるんだけれども、それがひいては 子どもの友達の安全を守るためでもあり、学校を守るためでもあるんだ と、親の責任としてそこまで考えなきゃいけないんだというようなこと を、上手く保護者に発出するということは考えてもいいんじゃないかとい うふうに思った次第です。

堀米教育長 指導課長。

指導課長 はい、ご指摘ありがとうございます。

指導課といたしましては、9月1日以降、各学校の子どもたちの出席状 況についてはしっかりと確認をしてまいりたいというふうに考えていると ころです。

堀米教育長

また、今度の校園長会の中でも、保護者向けにもそういった学校からの 発信もしてもらうということも含めて考えていけたらと思うんですが、ど うぞよろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。中川委員どうぞ。

中川委員

今の親の責任という問題なんですけど、これに限らず、前から親の責任 っていうのを教育委員会として発してはどうだろうってことを話し合いま した。そういうことも含めてどこかできちんと教育委員会として入れたら いいかなっていうのは思いますけれども、難しい問題です。ただ、それと 同時にですね、今の感染が乳幼児の方に広がって来ていて、小さい子をど ういうふうに守っていくか、予防していくかってことをもう少し考えない といけないかなと思ってるんですね。というのは、子どもってマスク付け ていられないし、子ども同士で感染しちゃうってことがこれから随分出て くるんじゃないかと思うんだけども、それをすぐに何がいいんだろうって のは、例えばPCR検査じゃないけれど、抗原検査とか、そういうことも 考えていかなきゃいけないのかなとか思ってしまっています。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。最初の保護者に向けての啓蒙、いろんな |形で広報をしたり、こちらからも発信できるような方法、また工夫してい きたいというふうに思っています。また、幼児の感染は本当に心配される ということで、これについても感染拡大しないような形で保育現場みんな |頑張ってもらっているようなんですけれども、さらにそのようなことも含 めて、これからも対応を考えていければいいかなというふうに思っており ます。ご意見ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

続きまして、いじめ、不登校、白鳥教室の状況につきまして、指導課長 説明をお願いします。

指導課長

続きまして、令和3年7月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について ご報告させていただきます。

まずいじめにつきましては、6月の報告から数値が増加することなく、6月からの継続が7件となります。継続の案件につきましては、解決および再発の防止に向けた取り組みについて、学校いじめ対策委員会を中心に進めているところでございます。特に、まもなく2学期が始まることから、九段中等教育学校につきましては昨日から始まっておりますけれども、他のところではまもなく2学期が始まるところから、改めて各学校に未然防止、早期発見、早期対応ができるように働きかけてまいります。

続いて不登校についてです。4月からの不登校が主な理由である欠席・出席停止の日数が合計30日を超えたのは、小学校24名、中学校・中等教育学校で34名、合計58名となりました。これは6月から12名の増加というようなことになっております。各学校に対しましては、2学期開始に向け児童・生徒が安心して登校できる体制を整えられるよう、児童や生徒、家庭にこまめに連絡をとり、本人の思い、家庭の思いを尊重しながらサポートしたり、また2学期開始後には担任だけではなく、スクールカウンセラー、養護教諭などさまざまな立場の教職員で組織的に対応していくよう依頼していきます。

最後に白鳥教室の利用状況についてです。7月の利用者は6月末から1名減り13名となりました。これは小学校6年で1名プラスがありましたが、中学校・中等教育学校1年で2名マイナスがあったため、合計でマイナス1名というようなカウントになっております。中学校・中等教育学校のマイナス2につきましては、すでに登録済みであり、6月の通室はありましたけれども、7月には通室がなかった生徒が2名いましたので、その分のマイナス2というような表記となっております。白鳥教室の登録者数といたしましては7月末現在で16名となっており、昨年度の同時期を大きく上回るペースで増加しております。2学期からは白鳥教室の支援員を1名増員し、通室児童・生徒のきめ細やかなサポートを進めてまいります。また引き続き各学校と共有し、児童・生徒に関する情報を元に連携して指導を行えるようにしてまいります。本件については以上です。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。白鳥教室については、9月から1名増員 して対策を強化していくというようなことも含めて報告をしていただきま した。ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

はい、長﨑委員。

長崎委員

はい。今、白鳥教室のマイナス2の部分のご説明があったんですが、7 月は通室なしで元々在籍している中学校とか中等教育学校に通えているという意味なのか、それとも両方、白鳥にも行ってなくって、元々の学校にも行ってないのか、その辺はいかがなんでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いします。

指導課長

はい、指導課長です。この2名につきましては、在籍校に復帰できたと いうことではなく、白鳥教室にも通うことがこの7月はできなかったとい うふうに認識しております。

長崎委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

堀米教育長

他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい、じゃあ続きまして学校ICTリプレースの概要につきまして、指 **導課長お願いいたします。**

指導課長

続きまして、学校ICTリプレースの概要について説明をさせていただ きます。こちらもお手元に資料がございますのでご確認ください。今回の リプレースの対象は、資料上段にも書かせていただいておりますけれど も、区立の小中学校であり、九段中等教育学校は除いております。

まず、システムの環境についてです。資料左側、図がございますけれど も、こちらはちょっとわかりにくいかもしれません。上の部分の旧システ ムからの主な改善点という文章表記のところをご覧ください。旧システム からの主な改善点は3つあります。

まず1点目が、教員用・学習者用端末に顔認証システムを搭載したこと により、セキュリティの強化を図りました。

2点目が、教員用端末が校務用・学習用と合わせ、1台で利用可能とし |たことにより、その利便性の向上を図りました。

3点目が、ほぼすべてのアプリケーションについて、毎回IDですとか、 パスワードを入力しなくても利用可能なシングルサインオンということ で、操作性の向上を図りました。以上3点が改善点となります。

次に、資料右側学習用アプリケーションについてです。これまでの継続 のアプリケーションに加え、新たに動画を活用して予習復習ができるスタ ディサプリや情報モラルが学べるアプリケーションをインストールしてお ります。また、これらのアプリケーションはクラウド環境で活用できるた め、自宅からも学校からもアクセスが可能というようなことになっており ます。

環境構築後の学校では、主体的・対話的で深い学びの実現、個に応じた きめ細かい指導の充実、業務の効率化・省力化等を期待することができる と考えております。今回のリプレースに伴いまして、より一層ICTを活 用した教育を推進してまいります。本件については以上です。

堀 米 教 育 長

はい、ありがとうございます。実際に、この始業式のときにハードは配 るということになりますか。

指導課長

はい、指導課長です。9月1日には子どもたち手元に届くというような ことになっております。その後、顔認証の若干のご登録等が必要になりま すけれども、始業式とほぼ同時に使えるというような環境になっていま

堀 米 教 育 長 │ はい。では質問ございますでしょうか。

はい、俣野委員どうぞ。

俣 野 委 員 堀米教育長

一人の生徒当たりのだいたいの費用ってどのぐらいかかるんですか。 はい、指導課長お願いします。

指導課長

即答できなくて申し訳ありません。確認後ということでもよろしいでし ようか。

俣 野 委 員

あとで結構です。

堀米教育長

はい、後ほど分かり次第教えてください。

指導課長

はい。

堀米教育長

他にご質問ありますでしょうか。はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員

今回のオリンピックにおいても、マルウェアの攻撃があった。ただ、今 回のオリンピックについては、それによる被害は出ていなかったというよ うなニュースがありましたけれども、この子どもたちにGIGA構想でパ ソコンを与えて、子どもたちがコンピューターウイルスを拾ってきて先生 方のパソコンに侵入して公務自身がおかしくなるというようなトラブルが おきる可能性があるのかないのか、この辺はどういうふうに判断されてる か教えていただけますか。

堀米教育長

一応セキュリティの話ですか。指導課長お願いいたします。

指導課長

はい、ありがとうございます。指導課長です。これまでにおいても、そ ういった事象が起きたということはもちろん聞いておりませんし、今回の リプレースにおいても、そのあたりについて充分配慮してないようにとい うことで考えております。

堀米教育長

はい、他にございますでしょうか。

長﨑委員どうぞ。

長崎委員

はい、今回夏休み中のリプレースということで、仕方ないこととはい え、やっぱ夏休み中に使えなかったのはちょっと残念かなと思っているん ですが、今後、次のリプレースはいつぐらいとかも決まっていたりするん でしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長、どうぞ。

指導課長

はい、お待たせいたしました。今回夏休み中のリプレースということ で、子どもたち、保護者のみなさんには大変ご迷惑をおかけしておりま す。次回3年後ということで予定をしております。

長崎委員

やっぱり時期的に夏休みや長期休暇のときに、っていう形を取らざるを 得ないんでしょうかね。

堀米教育長

これ、いかがでしょうか。

指導課長

そうですね。家庭でももちろん活用していただいているところではあり |ますが、授業がメインで使わせていただいているところで、そこはご容赦 いただければと思います。

長崎委員 はい、ありがとうございます。

堀米教育長

はい、よろしくお願いいたします。他にございますでしょうか。 (なし)

堀米教育長 それでは先ほどの課題について、またわかり次第お願いします。 次に進ませていただきます。

◎日程第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(9月5日号)

堀米教育長

はい。それでは日程第3その他事項に入ります。教育委員会行事予定表、広報千代田9月5日号の掲載事項につきまして、子ども総務課長説明をお願いいたします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。教育委員会行事予定表の方をご用意ください。緊急事態宣言が9月12日まで延長されたことを受けまして、現在9月3日に入っている指導課訪問につきましては、これ以上指導課訪問の時期を延期することは難しいというところで絞っての実施ということになります。そういったことから教育委員の皆様方にはご出席いただかない形での実施ということを予定してございます。

続いて9月6日の指導課訪問、和泉小学校については今調整がつきそうというところで、延期の方向で調整しているところでございます。その以降、9月12日以降につきましても指導課訪問が随時入ってきている状況ではございますが、こちらの取り扱いにつきましても、緊急事態宣言が延長されたときにどうするかというところを学校と協議しながら、また教育委員の皆様方にも情報提供させていただきますので、ご対応の方よろしくお願いいたします。

続きまして、広報千代田9月5日号の広報原稿一覧の方をご用意ください。9月5日号の1面につきましては、認知症特集というところが組まれる予定でございます。こちら子ども部からは6件、文化振興課、生涯学習・スポーツ課関係は10件ほど掲載する予定でございます。

子ども部関係ご案内いたします。子ども支援課からは私立幼稚園等幼児教育無償化にかかる利用費等の請求について。子育て推進課からはこども医療証の年度切り替え。児童・家庭支援センターからは子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会。また、「親と子の絆プログラム」アンガーマネジメントを学ぼうという講座。また、学務課からは就学時健康診断のご案内。指導課からは富士見小学校に特別支援学級が令和4年4月から新設しますというご案内が載る予定でございます。

また、広報が配布されました暁には内容等ご確認いただきたいと存じま す。説明は以上です。

堀米教育長

はい、教育委員会行事予定と広報千代田ということで説明がございました。何かご質問がございますでしょうか。指導課訪問は先ほど申しましたように、また順次延期できるところはしながらということで、緊急事態宣

言が明けるまではなしということで、お願いいたしたいと思います。よろ しいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。事務関係で他にございますでしょうか。指導課長。

指導課長

1点よろしいでしょうか。

堀米教育長

はい、どうぞ。

指導課長

次第にはないところで大変恐縮ではありますけれども、1点パラリンピック学校連携観戦について、ということでご報告をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

堀米教育長

はい。お願いします。

指導課長

はい。では改めて、私からパラリンピック競技大会の学校連携観戦について報告をさせていただきます。本件につきましては、7月13日の教育委員会においても報告をさせていただいたところではございますが、改めて確認をさせていただきますと、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会ともに中止としております。このことにつきましては、7月12日付けの通知において、幼稚園、こども園、小中学校、九段中等教育学校に周知しており、各ご家庭には夏休み夏期休業日前には学校・園から周知されているところとなっております。

学校連携観戦中止の理由といたしましては、7月12日から8月の22日まで、現時点では9月12日までとなっておりますけれども、東京都に緊急事態宣言が発令されたことで、東京都教育委員会からオリンピックの学校連携観戦について中止の通知があったこと、パラリンピック競技大会についてもその時点で区立学校の希望するすべての幼児・児童・生徒が参加できるという配券枚数が確保できない状況になったということから、区といたしましてはパラリンピック競技大会も含め、区立学校・園の学校連携観戦を中止としております。

なお、7月13日の教育委員会で報告させていただきましたパラリンピック競技大会における教育委員会事務局が確保している200枚弱のチケットの希望配布につきましても、8月16日におかれました代表者会議で無観客での実施ということになったことを受けて希望配布についても中止といたしまして、ご応募いただいた方については、8月20日にメールにて配券中止というような周知をいたしました。

今後ですけれども、例えばオリンピアン、パラリンピアンを招へいした体験事業や講演会、専門家による体力向上施策など、代替事業を検討しているところでございます。オリンピック・パラリンピック競技大会は、残念ながら実際の会場で参観することはできませんでしたけれども、各学校・園においては、大会終了後も子どもたちにレガシーとして残るような、また、これからの新しい時代を生き抜くために必要な生きる力を育むような教育の場の設定について、指導をしてまいりたいと思います。報告については以上です。

堀 米 教 育 長

ありがとうございます。私からもパラリンピックに対しての学校連携観 戦について、委員の先生方にご連絡遅くなりましたことお詫び申し上げた いというふうに思います。それでは、事務局、他にはありませんか。大丈 夫ですか。

(なし)

堀米教育長

教育委員さんから情報提供等ございましたらお願いいたします。

俣 野 委 員 すみません、今日の新聞にも出てたんですけど、ここ数か月間免許更新 制度の廃止っていうことで確定したようなんですけども、これは今後、各 区や市の単位で、その何かこの指導に変わるようなものをやるっていうよ うな、当区の場合はそういう予定というのはあるんでしょうか。この免許 更新制度そのままではなくて、何かやっぱり先生方の研修っていうか、そ ういったものに対する対応っていうのは当区の場合、どのような形になっ ているのでしょう。

堀米教育長

はい、これにつきましては指導課長いかがでしょうか。

指 導 課 長 はい、ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、免許更新制の 廃止というニュースが昨日ですか、公表になったというところですけれど も、区といたしましてはこれまでも研修の充実というところは力を入れて やってきたところで、免許更新に伴うような研修会についても、今後もし っかりとやってまいりたいと考えているところです。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。

俣 野 委 員 はい、よろしくお願いいたします。

堀米教育長

金丸委員、どうぞ。

金 丸 委 員 千葉県では高校生に対するワクチンの接種を行うことに決めたと、複数 の学校で行う合同行事を実施させるための措置なんだということのような んですけれども、九段中等では、その1校だけだからやると問題あるんで しょうけども、高校生のワクチンということを考えなくていいのかどう か、という問題があるかなというふうに思ったのは1番目です。

> それから、これは現実的には難しいと思ってるんですけれども、例えば 広島では8月6日に、長崎では8月9日に、それぞれ公立の小中学校の登 校日になっているんですね。それによって戦争に対しての意識を継続して いこうという考え方を裏側に持っているんですけれども、なかなか千代田 区では難しいと思いながらも、我々ですらもう戦争を知らない世代ですけ れども、もっと知らない状態になっていくところで、戦争についての意識 を高めるための何らかの行事みたいなものを検討する必要があるんじゃな いかと思っています。

堀 米 教 育 長

はい、ありがとうございます。

はい、中川委員どうぞ。

中 川 委 員 千鳥ヶ淵に「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」がありますね。あちらでは、毎年7 月31日に、千代田区が慰霊祭を開催していて、千代田区の遺族の方、区議 会議員の方、それに私たちも参列しています。九段中等教育学校の吹奏楽 部の方が式典の間、演奏してくださるのですが、あれに、全区的に学校の 生徒さんも参加できるといいと思います。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。平和教育の一環としてね、近くにそういったところもあるということで情報をいただきました。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

指 導 課 長 指導課長です。私から先程のリプレースの件で、回答よろしいでしょう か。

堀米教育長 どうぞお願いします。

指 導 課 長 はい、お時間いただきましてありがとうございました。今回リプレース に係る児童・生徒一人当たりなんですけれども、12万5,000円程度というと ころでございます。お時間いただきました。以上です。

俣野委員 ありがとうございました。

堀米教育長 他になければ、5分ほど休憩をさせていただきまして、その後秘密会を 行いたいというふうに思います。傍聴の方はご退出ください。それでは5分 間休憩いたします。